

令和6年度茨城の生物多様性地域戦略アクションプラン案策定支援業務委託契約書

茨城県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、令和6年度茨城の生物多様性地域戦略アクションプラン案策定支援業務委託について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

- (1) 委託業務名 令和6年度茨城の生物多様性地域戦略アクションプラン案策定支援業務委託
- (2) 委託業務の内容 別添「令和6年度茨城の生物多様性地域戦略アクションプラン案策定支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり
- (3) 実施期間 契約締結の日から令和6年12月31日まで

（委託業務の実施）

第2条 乙は、委託業務を実施するに当たっては、甲の定める仕様書に従って実施しなければならない。当該仕様書が変更された場合も同様とする。

2 前項のほか、乙は、委託業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

（委託費）

第3条 甲は、委託業務に要する費用（以下「委託費」という。）として金 円（うち消費税及び地方消費税 円）を乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第4条 乙は、契約金額の100分の10以上の額を契約保証金として甲に納付する。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15条）第138条第2項のいずれかの規定に該当する場合は免除する。

（再委託の制限）

第5条 乙は、委託業務の達成のため、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

（実績報告）

第6条 乙は、委託業務が終了したときは、委託業務の成果を記載した委託業務実績報告書を、令和6年12月31日までに甲に提出しなければならない。

（適合の審査及び通知）

第7条 甲は、前条の規定により乙から実績報告書の提出を受けたときは、当該業務がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めるときは、その旨を乙に対して通知するものとする。

(委託費の支払い)

第8条 乙は前条の規定による通知を受けた後、甲に対し委託費を請求し、甲は乙の請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(検査及び改善命令)

第9条 甲は、委託業務の実施について必要があると認めるときは、検査を行い、報告を求め、乙に対して業務の改善を命ずることができる。

2 乙は、前項の命令があったときは、甲の指示に従い速やかに改善しなければならない。

(委託業務の中止等)

第10条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議の上、契約の解除又は一部変更を行うものとする。

(契約の解除等)

第11条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、契約を解除し、又は変更することができるものとする。

2 前項の規定による解除によって生じた損害については、甲は、その損害を賠償しないものとする。

(履行遅滞)

第12条 乙は、乙に帰すべき事由により、契約の履行が遅滞したときは、契約金額又は、未履行分に相当する金額につき、契約期間の翌日から起算してその経過日数に応じて、年2.5パーセントの割合で計算した額を遅滞賠償として甲に支払わなければならないものとする。

(損害賠償)

第13条 乙は、委託業務を実施するに際し、乙の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

ただし、天災その他不可抗力によるものと認められるときはこの限りでない。

(契約内容不適合)

第14条 乙は、甲の検査に合格した成果品であっても、納入した成果物がこの契約のないように適合しないことが判明したときは、当該引渡しの日から1年間は、これを無償で手直しし、補強し、又は良品と取り替えなければならない。

(善良なる管理者の注意義務)

第15条 乙は、委託業務を実施する際には、この契約の定めるところにより、善良なる管理者の注意をもってしなければならない。

(権利の帰属)

第16条 委託業務に関する成果品の所有権その他一切の権利は甲に帰属するものとする。

(第三者への成果提供の制限)

第 17 条 乙は、委託業務の成果の全部又は一部を第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けたときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第 18 条 乙は、委託業務の実施により知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第 19 条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項及び第 67 条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記事項を遵守しなければならない。

(帳簿等)

第 20 条 乙は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしておくとともに、これをその完結の日から 5 年間保存するものとする。

(実地調査等)

第 21 条 甲は、必要があると認めたときは、乙の帳簿、書類その他の記録及び委託業務の状況について実地に調査できるものとする。

2 乙は、甲からの委託業務の実施に関し、報告を求められたときは、速やかに甲に報告するものとする。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

第 22 条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

(疑義の処理)

第 23 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義を生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

茨城県水戸市笠原町 9 7 8 番 6

甲

茨城県知事 大井川 和彦

乙

1 受託者の責務

受託事業を処理するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 個人情報の収集の制限

委託事業を処理するために個人情報を収集するときは、委託事業の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3 個人情報が記録された媒体の保管

個人情報が記録された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。

4 不要情報の廃棄

受講者に関する個人情報は、委託事業が完結した年度から5年を経過したときは、速やかに復元又は判読が不可能な方法により廃棄すること。

5 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

委託事業を処理するため収集・作成した個人情報は、委託事業を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

6 個人情報の複製等の制限

委託事業を処理するために個人情報の複製若しくは送信又は個人情報が記録された媒体の外部への送付若しくは持出しを行うときは、甲の承諾を受けなければならない。

7 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。